

民主党勉強会開催される

民主党幹事長細野豪志先生を中心といたしまして民主党と全国土地家屋調査士政治連盟及び日本土地家屋調査士会連合会との勉強会が開催されました。

民主党からは、細野豪志幹事長、増子輝彦副代表、前田武志企業団体委員長及び小川敏夫財務委員長がご出席いただきました。全国土地家屋調査士政治連盟からは、横山会長、市川副会長及び小沢幹事長が、日本土地家屋調査士会連合会からは、竹内八十二会長、関根一三副会長及び竹谷喜文専務理事が参加し4月1日に勉強会をさせていただきました。

細野豪志幹事長からは、東日本大震災後の土地家屋調査士の活躍に対し御礼の御挨拶をいただきました。

この後、日本土地家屋調査士会連合会から関根副会長が、全国土地家屋調査士政治連盟から小沢幹事長が各要望を行わせていただき、各種議論を行いました。小川敏夫財務委員長からは、土地家屋調査士の認知度を上げるためにも、官民一体となり国民のための土地家屋調査士制度であることを主張していくためにも本要望を進めていきたい旨、お話しいただきました。

詳細については、以下のとおり。

平成 25 年 4 月 1 日

民 主 党
代 表 海 江 田 万 里 殿

全国土地家屋調査士政治連盟 会長 横 山 一 夫
日本土地家屋調査士会連合会 会長 竹 内 八十二

要 望 書

平素より土地家屋調査士制度に深いご理解をいただきますとともに私どもが行う諸要望等の実現にご高配賜っておりますこと、厚くお礼申しあげます。

さて、今般、下記の点につき、その実現について要望いたしますので、なにとぞよろしく願い申し上げます。

記

公共嘱託登記関連業務等の発注における環境整備の要望

法定業務を対象とする公共調達の入札参加資格区分に「土地家屋調査士業務」を設けること

- (1) 法律により国家資格者等のみに行うことが認められている業務に関して、各省の入札参加資格（業種区分）への資格者業種枠の追加又は新設

例：土地家屋調査士業務の場合、業種区分に、「土地家屋調査士」などと明記していただく等の措置

- (2) 土地家屋調査士の法定業務を対象とする入札事務においては、土地

家屋調査士（土地家屋調査士法人及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会を含む。）のみを入札参加資格者とする仕様への改善

法律によって業務を行い得る資格者が制限されている業務を入札に付す場合には、当該法定の有資格者以外の者が入札に参加し、又は業務を行うことがないような措置を講ずるよう関係省庁に働きかけをお願いしたい。

（土地家屋調査士法第68条：非土地家屋調査士等の取締り）

[理由]

過年度来、政府の公共調達の適正化指針等に基づき、公共嘱託登記関連業務の契約事務にあっても、競争契約によることが通常となってきた社会環境に鑑み、入札参加資格（業種区分）に「土地家屋調査士の業務」を的確に表す「資格者業種枠」がないため、法律により土地家屋調査士以外の者が業務を行うことのできない業務内容であるにもかかわらず、非土地家屋調査士である者が誤って応札することとなること、その結果、非土地家屋調査士が土地家屋調査士業務を行う事例が少なからずあり、対応に苦慮している。







